官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する省令（法務四四）　二
○農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令（農林水産・環境六）　二
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五九）　四
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件（内閣府七六）　四
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁四一）　四
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二五九）　四
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の規定に基づく農林水産大臣が定めた期間を定める件の一部を改正する件（農林水産八六九）　四
○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件（同八七〇）　四
〔その他告示〕
○令和九年歌会始お題「旅」の詠進歌の選者が定められた件（宮内庁七）　五
○特定社会基盤事業者の名称及び住所の変更を公示する件（金融庁四二）　五
○特定社会基盤事業者を公示する件（同四三）　五
○公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件の一部を改正する件（法務五七）　五
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同五八）　五
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（財務一八二）　六
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（農林水産八七一）　六
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件（特許庁一一）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通八〇一）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同八〇二～八〇五）　七
○地すべり防止区域を追加指定する件（同八〇六）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一七二～一七五）　八
〔国会事項〕
内閣　カジノ管理委員会　法務省　厚生労働省　八
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
指定保安検査機関の指定に関する公示（九州産業保安監督部）　九
国家試験
令和八年海事代理士試験の施行（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他

省　令

○法務省令第四十四号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

法務大臣　平口　洋

法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する省令

法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）	**別表第二の一**（第三条関係　法の適用対象のもの）
番号 / 保存	番号 / 保存
［削る。］	一 / 法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）第二十七条の規定による書類、名簿又は帳簿の保存
一～十 / ［略］	二～十一 / ［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○農林水産省・環境省令第六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

環境大臣　石原　宏高

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
一～三　（略）	一～三　（略）
四　Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－三・五・六－トリクロロ－二－ピリジルホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	（新設）
五～二十九　（略）	四～二十八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十九号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第四項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）	（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）
第百三条　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報	**第百三条**　第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報

告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書（以下「届出書等」という。）を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して提出する者は、経済産業大臣の定めるところにより、当該提出する者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから届出書等に係る経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第四条第一項各号に掲げる事項を入力して、次の各号のいずれかの方法により提出しなければならない。この場合において、同条第三項の規定は適用しない。

一　提出をしようとする者が次条第二項の規定により付与された識別符号及び当該提出をしようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を提出する者の使用に係る電子計算機から入力する方法

二　次条第一項の規定により届け出た様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書に記載された電子メールアドレスを使用して、この項に規定する事項を電子メールにより送信する方法（この項に規定する経済産業大臣が定める技術的基準に適合する電子計算機を利用することができない場合に限る。）

（削る）

2　届出書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前項第一号の識別符号及び設定暗証符号を同項の提出する者の使用に係る電子計算機から入力すること又は同項第二号の電子メールアドレスを使用することをいう。

（事前の届出等）

第百四条　前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

3　（略）

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

2　情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書及び第七十九条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等は、当該報告書等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主等がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3　報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（事前の届出等）

第百四条　前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3　（略）

法規的告示

○内閣府告示第七十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第四号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年十二月十五日総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

「地方環境事務所」を「地方環境局」に改める。

○金融庁告示第四十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～六十八　略］ ［号を削る。］ 六十九～百十五　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～六十八　同上］ 六十九　ユニゾ不動産株式会社 七十～百十六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百五十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十一　（略） 九十二　ラメルテオン 九十三～九十七　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。 一～九十一　（略） （新設） 九十二～九十六　（略）

○農林水産省告示第八百六十九号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の規定に基づく農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和九年七月三十一日までとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和八年七月三十一日までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八百七十号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　制限措置の内容

(一)　許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ　21.7トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ　3.5トン

(二)　養殖場の総面積

3平方メートル以上

(三)　養殖場の数

にほんうなぎ　439

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場　399

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場　40

にほんうなぎ以外の種のうなぎ　103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場　74

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場　29

二　許可を申請すべき期間

令和８年７月１日から同年９月30日まで

三　許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和８年11月１日から令和９年10月31日までとする。

四　水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

㈠　国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

1　農林水産大臣は、現に指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

2　前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一㈠の水産動植物の総量又は一㈡の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、㈠１の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は１キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と㈠１の申請に係る許可の数量の合計が一㈠の水産動植物の総量に、又は一㈡の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

㈡　既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

㈠１の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

1　許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。

2　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン（一㈠に定めるにほんうなぎの総量）及び439（一㈡に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

3　この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場の数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン（一㈠に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び103（一㈡に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。

4　許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

一　既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二　前号の出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三　既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四　にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

五　うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいい、国内で一度も養殖されたことがないもの、既養殖のものの別を問わない。）を養殖の用に供するために譲り受け、又は引き受けたときは、当該稚魚を譲り渡し、又は引き渡した者が特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）第６条第１項の規定により保存する漁獲番号又は荷口番号（当該稚魚が輸入され、又は養殖されたものである場合には、その旨）を記録し、当該稚魚を譲り受け、又は引き受けた日からこれを３年間保存しなければならない。

その他告示

○宮内庁告示第七号

令和九年歌会始お題「旅」の詠進歌の選者は、七月一日、次の者に定められた。

永田　和宏
秋山　佐和子
今野　寿美
栗木　京子
大辻　隆弘

令和八年七月一日

宮内庁長官　黒田武一郎

○金融庁告示第四十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の名称及び住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊

一　特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

二　変更前の特定社会基盤事業者の名称及び住所

aupeイメント株式会社　東京都港区港南二丁目十六番一号

三　変更後の特定社会基盤事業者の名称及び住所

auフィナンシャルサービス株式会社　東京都港区高輪二丁目二十一番一号

四　変更年月日

令和八年七月一日

○金融庁告示第四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

金融庁長官　伊藤　豊

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

住信ＳＢＩネット銀行株式会社　東京都港区六本木三丁目二番一号

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和八年七月一日

○法務省告示第五十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定に基づき、公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件（令和六年三月十一日法務省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］ ［高知地方法務局　高知地方法務局安芸支局］ ［略］	［同上］ ［高知地方法務局　高知地方法務局安芸支局］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

○法務省告示第五十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月一日

法務大臣　平口　洋

前橋地方法務局所属	鍛冶　宗宏
京都地方法務局所属	田中　和明
奈良地方法務局所属	坂　佳恭
和歌山地方法務局所属	三木　秀樹
岐阜地方法務局所属	鳥丸　忠彦
富山地方法務局所属	池田　仁
広島法務局所属	石川　亮
松江地方法務局所属	山口　正広
福岡法務局所属	中嶋　武彦
盛岡地方法務局所属	小松　淳也
札幌法務局所属	佐々木　賢
旭川地方法務局所属	羽澤　政明

○財務省告示第百八十二号

関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年七月一日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。 なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～三十三　略］ 三十四　長崎税関三池税関支署佐賀空港出張所 ［三十五～三十九　略］ 四十　沖縄地区税関宮古島税関支署 四十一　［略］	関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。 なお、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）は、平成二十一年二月十五日限り、廃止する。 ［一～三十三　同上］ 三十四　長崎税関三池税関支署久留米出張所 ［三十五～三十九　同上］ ［号を加える。］ 四十　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第八百七十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千七百七十九号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	全国畜産農業協同組合連合会 下妻食肉事業所	茨城県下妻市二本紀千百四十二番地
（略）	（略）	（略）	（略）

○特許庁告示第十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月一日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第６号	株式会社ＡＩＲＩ	（本社） 東京都港区高輪一丁目３番１３号
第１５号		（横浜支所） 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地１
第２３号		（京都支所） 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町３５８番地
第２５号		（大阪支所） 大阪府大阪市中央区北浜二丁目２番２２号
第３６号		（名古屋支所） 愛知県名古屋市中村区並木二丁目１８２番地
第４２号		（名古屋支所第２オフィス） 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目１１番２２号
第４６号		（つくば支所） 茨城県つくば市東新井３番地４
第５６号		

○国土交通省告示第八百一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

北海道横断自動車道黒松内釧路線　北海道上川郡清水町字羽帯南二線一一三番一二　令和八年七月一日十時

○国土交通省告示第八百二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県向地地すべり防止区域

石川県輪島市名舟町ロ、同市名舟町ハ及び同市名舟町ニの区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線並びに一点と十点を一般国道二四九号の道路敷及び市道名舟二号線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°25′57.3853″	137°01′02.1412″
2	37°25′54.9767″	137°01′03.2762″
3	37°25′54.4141″	137°01′01.5578″
4	37°25′51.6442″	137°01′02.0966″
5	37°25′53.7388″	137°00′57.7215″
6	37°25′52.5361″	137°00′54.2505″
7	37°25′47.6110″	137°00′52.6832″
8	37°25′47.3259″	137°00′48.5869″
9	37°25′50.3602″	137°00′46.8203″
10	37°25′51.7223″	137°00′47.8631″

○国土交通省告示第八百三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県渋田地すべり防止区域

石川県輪島市渋田町及び同市里町の区域内の土地のうち、次の一点と二点を渋田川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、二点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を一般国道二四九号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°26′06.8322″	137°02′05.6836″
2	37°25′59.7979″	137°02′13.6505″
3	37°25′58.0609″	137°02′13.9313″
4	37°25′55.5284″	137°02′10.7829″
5	37°25′57.5384″	137°02′09.6599″
6	37°26′00.8684″	137°02′01.6329″
7	37°26′03.1289″	137°02′01.2501″
8	37°26′06.2368″	137°02′00.9725″

○国土交通省告示第八百四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県曽々木地すべり防止区域

石川県輪島市町野町曽々木及び同市町野町西時国の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を一般国道二四九号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°27′40.5551″	137°04′51.0381″
2	37°27′41.4316″	137°04′50.9933″
3	37°27′42.5350″	137°04′51.6636″
4	37°27′42.6436″	137°05′07.5551″
5	37°27′37.3569″	137°05′09.0869″
6	37°27′33.1388″	137°05′07.6874″
7	37°27′20.8438″	137°05′07.0700″
8	37°27′20.8308″	137°04′48.8602″
9	37°27′24.0946″	137°04′32.0096″
10	37°27′29.1969″	137°04′30.6035″

○国土交通省告示第八百五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県大野城兼地すべり防止区域

石川県輪島市大野町入道及び同市大野町城兼の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線、五点と六点を昭和四十四年農林省告示第四百二十五号で指定した石川県稲舟地すべり防止区域の境界線及び令和六年農林水産省告示第七百十七号で指定した石川県稲舟地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、六点と七点を結んだ線及び一点と七点を一般国道二四九号の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°23′46.3532″	136°56′03.6202″
2	37°23′42.4035″	136°56′02.5691″
3	37°23′39.3520″	136°56′03.5887″
4	37°23′38.5154″	136°56′00.6585″
5	37°23′39.3923″	136°55′57.8899″
6	37°23′46.6172″	136°55′45.4826″
7	37°23′46.6277″	136°55′45.4662″

○国土交通省告示第八百六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　石川県清水地すべり防止区域

石川県珠洲市清水町七部、同市清水町ヌ部及び同市清水町チ部の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を平成二年建設省告示第八百二十四号で指定した石川県清水地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	37°29′02.3168″	137°07′30.8009″
2	37°28′55.3133″	137°07′29.0281″
3	37°28′48.8341″	137°07′16.7137″
4	37°28′49.1069″	137°07′10.7146″
5	37°29′01.2957″	137°07′06.0755″

○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月一日

日時　令和八年七月六日から同月十二日までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒
　　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒
　　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒
　　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒
　　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒
　　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒
　　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月六日から同月十二日までの間、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月八日、同月十一日及び同月十二日（予備、同月七日、同月九日及び同月十日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒
　　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等
その他　自衛艦九隻、航空機一機
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月一日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月八日から同月十日（予備、同月七日）までの間、毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間
実施艦等
その他　自衛艦九隻、航空機一機
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

六月二十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

質問書転送

六月二十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラの海域で公然と調査を行っている件に関する質問主意書

議事日程

六月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号
　令和八年六月三十日（火曜日）
　午後一時開議
第一　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　国旗の損壊等の処罰に関する法律案（松野博一外十六名提出）

参議院

質問主意書提出

六月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五七号）
我が国における難民認定の実態に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第五八号）
我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第五九号）
六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六〇号）
むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六一号）
高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六二号）
高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六三号）
高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第六四号）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理
　国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十七日）
○防衛大臣臨時代理解職
　国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）
防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二十八日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課国際室長）内閣府事務官　河村健太郎
財務省に出向させる
（財務省関税局付）財務事務官　中村　知則
内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課国際室長）に転任させる
（金融庁総合政策付）内閣府事務官　坂部　一夫
カジノ管理委員会事務局監督調査部規制監督課企画官に転任させる（以上七月一日）

法務省

中央更生保護審査会委員長に任命する（六月二十七日）　小川　秀樹

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する（七月一日）　飯島　淳子

叙位・叙勲

○叙位

（琉球大学名誉教授）
従四位に叙する　酒井　一彦
従四位に叙する　菅　美登　土井　久司　安田　尚弘
正六位に叙する（各通）　牛田　博圀　柴田　功　田村　勇孝　星　秀美　渡瀬　正文
従六位に叙する（各通）　岩元　忠義　神田　康弘　中山五九生
従七位に叙する（各通）（以上五月二十五日）　加養　國男　春川　順市
正五位に叙する（各通）　川筋　文二
従五位に叙する　工藤　勇藏　南薗　芳孝
正六位に叙する（各通）　石橋　直之　榊原　邦彦　鈴木　英登　横尾　智
従六位に叙する（各通）　矢崎　ゆり　木下　豊喜
従七位に叙する（以上五月二十六日）　尾崎　護
正四位に叙する　石原　勝徳　永塚　勉
従五位に叙する（各通）　熊切　裕　上野　猛夫　嶋村　州司　藤田　嘉治
正六位に叙する（各通）　大河　高　大久保和政　黒田　悦次　小林　蔚　四戸　孝允　平間　育子　藤沼　宗雄　村畑　幸男　山口　勝子
従六位に叙する（各通）　佐藤　龍夫
正七位に叙する　打越　松次　岡　寿継　山内　武夫
従七位に叙する（各通）（以上五月二十七日）　佐藤　一雄
正四位に叙する（五月二十八日）　辻　きぬ
従六位に叙する（五月三十一日）　元田　隆丸
正六位に叙する（六月一日）

○叙勲

（琉球大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける　酒井　一彦
瑞宝小綬章を授ける　菅　美登　柴田　功　田村　勇孝　星　秀美　安田　尚弘
瑞宝双光章を授ける（各通）　中山五九生
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十五日）　榊原　邦彦
瑞宝双光章を授ける（各通）　木下　豊喜　南薗　芳孝　矢崎　ゆり　横尾　智
瑞宝単光章を授ける（以上五月二十六日）　石原　勝徳
瑞宝小綬章を授ける　永塚　勉　佐藤　龍夫　四戸　孝允　藤田　嘉治
瑞宝双光章を授ける（各通）　打越　松次　岡　寿継　鶴村　憲一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十七日）　佐藤　一雄
瑞宝重光章を授ける（五月二十八日）　藤　清春
瑞宝双光章を授ける（六月一日）

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第19条第2項第3号の規定により委任された同法第74条の2第1項第1号の規定に基づき、公示する。

令和8年7月1日

九州産業保安監督部長　樫福　錠治

1．名称　ガスエンジニアリング九州株式会社
2．住所　熊本県熊本市南区南高江2丁目7―12
3．指定する地域　九州全県
4．指定する区分
・液化石油ガス保安規則第78条第4項において準用する同省令第77条第2項及び第4項から第7項までに規定する特定施設の保安検査
・一般ガス保安規則第80条第4項において準用する同省令第79条第2項及び第4項から第7項までに規定する特定施設の保安検査
5．指定年月日　令和8年6月16日

国家試験

令和八年海事代理士試験の施行

令和八年海事代理士試験の施行について、海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第十条の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一、試験地及び試験場所

イ　筆記試験

札幌市　北海道運輸局
仙台市　東北運輸局
横浜市　関東運輸局
新潟市　北陸信越運輸局
名古屋市　中部運輸局
大阪市　近畿運輸局
神戸市　神戸運輸監理部
広島市　中国運輸局
高松市　四国運輸局
福岡市　九州運輸局
那覇市　内閣府沖縄総合事務局

ロ　口述試験

東京都　国土交通省

二、日時

イ　筆記試験

令和八年九月二十五日　午前十時十五分から午後五時まで

ロ　口述試験

令和八年十一月二十四日　午前十時三十分から午後五時三十分まで

（状況により、一部受験者については、十一月二十四日の午後五時三十分以降又は十一月二十五日に行うこととする。）

三、受験手続

イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求

受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は神戸運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付する。なお、郵便で請求する場合には、百八十円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型二号）を必ず同封すること。

また、受験願書は、国土交通省のホームページからも取得することができる。

ロ　受験願書の出願

受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、令和七年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。

なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、百十円切手をはったあて先明記の返信用封筒（長形三号）を必ず同封すること。

ハ　受験願書の出願期間

令和八年八月一日から令和八年八月三十一日まで（郵送の場合は八月三十一日消印有効）

ニ　受験手数料

受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない）。

ホ　筆記試験の免除

令和七年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができる。

ヘ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

北海道運輸局　海事振興部旅客・船舶産業課　札幌市中央区北二条西一九丁目八番　札幌第四合同庁舎（郵便番号〇六〇―〇〇〇二）電話〇一一―二九〇―一〇一一

東北運輸局　海事振興部海事産業課　仙台市宮城野区鉄砲町一番地（郵便番号九八三―八五三七）電話〇二二―七九一―七五一二

関東運輸局　海事振興部旅客課　横浜市中区北仲通五丁目五七番地（郵便番号二三一―八四三一）電話〇四五―二一一―七二一四

北陸信越運輸局　海事部海事産業課　新潟市中央区美咲町一丁目二番一号　新潟美咲合同庁舎二号館（郵便番号九五〇―八五三七）電話〇二五―二八五―九一五六

中部運輸局海事振興部旅客課
（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館）
（郵便番号四六〇―八五二）
（電話〇五二―九五二―八〇一三）

近畿運輸局海事振興部旅客課
（大阪市中央区大手前四丁目一番七六号　大阪合同庁舎第四号館）
（郵便番号五四〇―八五五八）
（電話〇六―六九四九―六四一六）

神戸運輸監理部海事振興部旅客課
（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）
（郵便番号六五〇―〇〇四二）
（電話〇七八―三二一―三一四六）

中国運輸局海事振興部旅客課
（広島市中区上八丁堀六番三〇号　広島合同庁舎四号館）
（郵便番号七三〇―八五四四）
（電話〇八二―二二八―三六七九）

四国運輸局海事振興部海運・港運課
（高松市サンポート三番三三号　高松サンポート合同庁舎南館）
（郵便番号七六〇―〇〇一九）
（電話〇八七―八〇二―六八〇七）

九州運輸局海事振興部旅客課
（福岡市博多区博多駅東二丁目一一番一号　福岡合同庁舎新館）
（郵便番号八一二―〇〇一三）
（電話〇九二―四七二―三一五五）

内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課
（那覇市おもろまち二丁目一番一号　那覇第二地方合同庁舎二号館）
（郵便番号九〇〇―〇〇〇六）
（電話〇九八―八六六―一八三六）

国土交通省（本省）海事局総務課
（千代田区霞が関二丁目一番三号　中央合同庁舎三号館）
（郵便番号一〇〇―八九一八）
（電話〇三―五二五三―八九四六）

四、筆記試験合格者の発表

イ　発表場所
受験番号を国土交通省のホームページに掲出するほか、口述試験受験案内を筆記試験合格者に送付する。

ロ　発表日時
令和八年十月三十日

五、口述試験合格者の発表

イ　発表場所
受験番号を、官報で公示するほか、合格証書を口述試験合格者に送付する。

ロ　発表日時
口述試験終了後二十日以内

公　告

諸　事　項

工場財団

釜石市橋野町第33地割32番地１**合同会社ユーラスエナジー釜石**の工場財団に上閉伊郡大槌町金沢第34地割字大長井96番地32ユーラス釜石広域ウインドファーム工場の工作物及び機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月１日　盛岡地方法務局宮古支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第４号

新潟市中央区上所一丁目１番２４号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内

清算株式会社　とやの第二株式会社

代表清算人　太　田　　竜

１　決定年月日　令和８年６月１６日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号

福岡市城南区別府一丁目１９番４０－１１０２号第３３プリンスマンション城南

清算株式会社　Ｇ企画株式会社

１　決定年月日　令和８年６月１７日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１１号

大阪市中央区南船場１丁目16番10号

清算株式会社　株式会社クローバー

代表清算人　高林　更次

１　決定年月日　令和８年６月17日

２　主文　本件協定を認可する。

協定

１　本協定における協定債権とは、清算株式会社に対する債権のうち、特別清算開始決定日より前の原因に基づいて発生した債権（同決定日の前日までに生じた利息及び遅延損害金を含む）であって、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。また、協定債権を有するものを協定債権者という。

2　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日の属する月の翌月末までに、換価代金から必要な費用を控除した残額を、その協定債権額に応じて按分弁済する。ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。

3　前項の弁済は、清算人代理弁護士の事務所において行う。ただし、協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、当該口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

4　各協定債権者は、第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権並びに特別清算開始決定日以降に生じた利息及び遅延損害金の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

5　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、その協定債権額に応じて、按分して弁済する（ただし、弁済額の計算にあたり生じる１円未満の端数は切り捨てる。）。

　この場合においては第３項に定める方法により弁済を行うものとし、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

6　本協定による弁済額の算定、権利の変更にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者ごとにすべての債権を合算して１個の債権とみなす。

7　振込手数料額の変動、特別清算に伴う予納郵券の返還、終結時期の変動に伴う住民税額の変動等の理由により、第２項又は第５項の規定による弁済後、10万円に満たない端数が発生した場合には、これを申立代理人弁護士の報酬とする。

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和八年七月一日
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
（甲）インテグラル投資株式会社
代表取締役　山本礼二郎
東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
（乙）インテグラル投資アルファ株式会社
代表取締役　山本礼二郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一六八頁（号外第一四〇号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　一六九頁（号外第一四〇号）
令和八年七月一日
東京都港区海岸一丁目一〇番三〇号
（甲）株式会社ヤクルトアセットマネジメント
代表取締役社長　星子　秀章
東京都港区海岸一丁目一〇番三〇号
（乙）株式会社ヤクルトライフサービス
代表取締役社長　若林　宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp
令和八年七月一日
石川県白山市松本町二五一二番地
（甲）株式会社クスリのアオキ
代表取締役　青木　宏憲
新潟県長岡市新産三丁目六番地一二
（乙）株式会社スポット
代表取締役　黒井　英恭

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp
令和八年七月一日
石川県白山市松本町二五一二番地
（甲）株式会社クスリのアオキ
代表取締役　青木　宏憲
新潟県新潟市南区鯵潟四二三番地一
（乙）株式会社魚栄商店
代表取締役　黒井　英恭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp
令和八年七月一日
石川県白山市松本町二五一二番地
（甲）株式会社クスリのアオキ
代表取締役　青木　宏憲
新潟県五泉市村松一四番地一
（乙）株式会社魚齋藤
代表取締役　黒井　英恭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年七月一日
群馬県高崎市江木町六〇九番地一二
（甲）株式会社一成
代表取締役　髙柳　一成
群馬県高崎市江木町六〇九番地一二
（乙）有限会社一成
代表取締役　髙柳　一成

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十頁（号外第八十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月九日
掲載頁　七十二頁（号外第八十四号）

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして甲は乙の岡三オンライン証券カンパニーに係る事業（但し、取引所ＦＸ（くりっく３６５）、取引所ＣＦＤ（くりっく株３６５）、店頭ＦＸ及びＥＣＦに係る事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十三日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://www.okasan.co.jp

令和八年七月一日

東京都港区六本木一丁目六番一号

（甲）株式会社ＳＢＩ証券

代表取締役社長　髙村　正人

東京都中央区日本橋室町二丁目二番一号

（乙）岡三証券株式会社

代表取締役社長　大杉　茂

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の青森県八戸市大字大久保字大塚一七番三五他における太陽光発電事業、栃木県栃木市西方町本城字二反田一五九四番一他における太陽光発電事業及び栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字猿久保四五三四番一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ブルーインフラ２７号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２７号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーマイル合同会社

代表社員　ソーラーマイルホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の塾事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp

令和八年七月一日

新潟県長岡市東坂之上町二丁目四番地一〇リッツ東坂之上ビル

（甲）株式会社学友舎

代表取締役　黒井　英恭

新潟県長岡市新産三丁目六番地一二

（乙）株式会社スポット

代表取締役　黒井　英恭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運輸事業（運輸事業本部が営む事業及びこれに付随又は関連する事業をいう。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年七月一日

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一

（甲）遠州鉄道分割準備株式会社

代表取締役　髙林　宏明

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一

（乙）遠州鉄道株式会社

代表取締役　丸山　晃司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のウェルネス事業（ウェルネス事業本部が営む事業及びこれに付随又は関連する事業をいう。ただし、アフラック生命保険株式会社の商品に係る生命保険募集業を除く生命保険募集業及び損害保険代理業並びにこれらに付随又は関連する事業を除く。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/530/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年七月一日

静岡県浜松市中央区鍛冶町三一九番地の二八

（甲）遠州鉄道ウェルネス株式会社

代表取締役　平野　昌利

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一

（乙）遠州鉄道株式会社

代表取締役　丸山　晃司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業（不動産事業本部が営む事業及びこれに付随又は関連する事業をいう。ただし、一般賃貸業及びえんてつビルに係るテナント事業並びにこれらに付随又は関連する事業を除く。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年七月一日

静岡県浜松市中央区鍛冶町三一九番地の二八

（甲）遠鉄不動産株式会社

代表取締役　野村　和徳

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一

（乙）遠州鉄道株式会社

代表取締役　丸山　晃司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

千葉県船橋市金杉七―三八―一三

グリーンフィールズ合同会社

代表社員　太田　涼介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

千葉県船橋市金杉七丁目三八番一三号

Evergreen Investment合同会社

代表社員　太田　奈実

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社レーベルイノベーションとします。

効力発生日は令和八年八月二十六日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

東京都江東区石島二一番一号

合同会社レーベルイノベーション

代表社員　柴田　元輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号はイニシアライフホールディングス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

東京都港区六本木一丁目七番一号

イニシアライフホールディングス合同会社

代表社員　原　達也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

東京都荒川区町屋三丁目二番一号ライオンズプラザ町屋一〇六号室

Ｃｈｉｌｄｈｏｏｄ合同会社

代表社員　テイリ・ライン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

東京都中央区日本橋兜町一七番一号日本橋ロイヤルプラザ七〇六

合同会社ライフイノベーションワン

代表社員　鵜飼　一夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

神奈川県藤沢市南藤沢四番三号

合同会社プレップ湘南

代表社員　後藤　準平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社キラクとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

神奈川県藤沢市藤沢四四番地

合資会社キラク

代表社員　佐賀　麗珠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

長野県木曽郡木曽町福島二七七三―一

ミテオリック合同会社

代表社員　伊大知紗夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番五号第２森ビル四〇一

ＴｅｃｈＦｏｒｗａｒｄ合同会社

代表社員　沼田　宏太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＦＡＲＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、令和八年八月十日までにお申し出下さい。

令和八年七月一日

大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北五―一五

合同会社ＦＡＲＭ

代表社員　百野　健一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年六月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fastretailing.com/jp/ir/notice/

令和八年七月一日

東京都江東区東雲二丁目一一番四一号

株式会社イノベーションファクトリー

代表取締役　宇津野智哉

資本金の額の減少公告

当社は、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

効力発生日は令和九年三月十九日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和八年七月一日

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

株式会社セキド

代表取締役　関戸　正実

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百九十九万九千七百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十四日

掲載頁　九十四頁（号外第七号）

令和八年七月一日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号道玄坂通六階　株式会社ＴＯＲＩＨＡＤＡ

代表取締役　若井　映亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月一日

富山県富山市宮尾二四〇番地

有限会社システム販売テイワイケイ

代表取締役　竹腰　広祥

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千百二十五万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　二頁

令和八年七月一日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番一五号南一階

株式会社ハナフル

代表取締役　佐藤　公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十八日

掲載頁　八十六頁（号外第一三四号）

令和八年七月一日

大阪市東成区深江北二丁目三番二一号

有光工業株式会社

代表取締役　有光　大幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二〇頁（号外第三十号）

令和八年七月一日

広島県広島市南区的場町一丁目二番二一号

株式会社ＮＥＸＹＺ．中国

代表取締役　近藤太香巳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月四日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十五頁（号外第二五一号）

令和八年七月一日

福岡県福岡市南区向野二丁目一〇番二五号

カナエテ株式会社

代表取締役　石田　徹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六十億円減少し、六十一億四千八百五十九万八千六百二十六円とすることといたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年七月一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

日本曹達株式会社

代表取締役社長　阿賀　英司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千三百六十万円、資本準備金の額を七千三百六十万円減少し、それぞれ六百五十万円、三百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月一日

東京都府中市白糸台二丁目一六番地の二

有限会社オレンジ

取締役　井野元英二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十六億円、資本準備金の額を二十四億円減少し、それぞれ四億円、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月一日

掲載頁　二頁

令和八年七月一日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

キオクシア株式会社

代表取締役　太田　裕雄

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円、資本準備金の額を三億七千五百万円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mitani.co.jp/

令和八年七月一日

石川県金沢市玉川町一番五号

株式会社Ｔｅｓｅｒａ

代表取締役　内田　武彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億百五十万円、資本準備金の額を九千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一三六頁（号外第一三三号）

令和八年七月一日

京都市伏見区竹田段川原町二四九番地

株式会社マツシマモビリティサービス

代表取締役　物部　哲郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六百五十万円、資本準備金の額を一億七千百五十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

また、同時に株式の発行により増額いたしますが、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることとなります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十九頁（号外第八十三号）

令和八年七月一日

大阪市中央区南船場二丁目五番一七号

ＧＥＥＫＳ株式会社

代表取締役　井上　浩二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千九百二十四万円、資本準備金の額を五億七千八百九十四万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://neopt.jp/notice/

令和八年七月一日

福岡県福岡市東区馬出三丁目一番一―三号

エフラボ九大病院　株式会社ＮＰＴ

代表取締役　原　健一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することとしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

埼玉県草加市瀬崎四丁目六番三六号

聖典株式会社

代表取締役　藤井　明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

千葉県船橋市葛飾町四〇二番地三丸庄ビル三〇一号室

株式会社アドワン・ホールディングス

代表取締役　上西　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号

株式会社ライフワークス

代表取締役　上林　周平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

横浜市中区本町四丁目三六

横浜埠頭株式会社

代表取締役　土方　保生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

愛知県日進市浅田平子一丁目三六八番地

株式会社富商

代表取締役　富永　康仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

大阪府大阪市東淀川区西淡路五丁目二〇番一九号

株式会社ビーブランド・メディコーデンタル

代表取締役　田中　啓寿

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

鳥取県米子市安倍一九二番地一

株式会社一心サービス

代表取締役　松井　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月一日

福岡市東区下原四丁目一六番三六号

株式会社九州緑化産業

代表取締役　坪井　真二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるベネット佳恵子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

VIA V HOLDCO 2 PTE. LTD.

日本における代表者　ベネット佳恵子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松田陽介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月一日

東京都板橋区中丸町一一番二号ワコーレ要町ビル七階

NEWMAN CREATION NETWORK PTE. LTD.

日本における代表者　松田　陽介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるNEWMAN CREATION NETWORK PTE. LTD.が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月一日

東京都板橋区中丸町一一番二号ワコーレ要町ビル七階　TRIPLE LINK PTE. LTD.

日本における代表者

NEWMAN CREATION NETWORK PTE. LTD.

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるNEWMAN CREATION NETWORK PTE. LTD.が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月一日

東京都板橋区中丸町一一番二号ワコーレ要町ビル七階

SW MARKETING PTE. LTD.

日本における代表者

NEWMAN CREATION NETWORK PTE. LTD.

任意清算公告

当社は、令和八年六月三日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月一日

埼玉県飯能市仲町二〇番一四号

合名会社田島本店

社員　田島　敦子

債権申出の公告

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年四月十八日、東京地方裁判所より当職が当社の清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月一日

東京都渋谷区広尾一丁目三番一四号

葉山ビルヂング株式会社

代表清算人　飯田　岳

連絡先　東京都千代田区丸の内一丁目九番二号グラントウキョウサウスタワー一三階　阿部・井窪・片山法律事務所

資金移動業の廃止に伴う資金の返還に関する公告

当社は、資金決済に関する法律に基づく第二種資金移動業を営んでおりましたが、令和八年六月三十日をもって当該資金移動業の全部を廃止いたしました。

当社は、当該資金移動業として行った為替取引に関し負担する債務について、その履行に努めてまいりましたが、債権者からの返還請求がないこと、振込先口座情報の不足その他当社の責めに帰することができない事由により、一部の債務について履行を完了することができておりません。

つきましては、当該債務に係る債権者は、令和八年七月三十一日までに、左記問い合わせ先までお申し出下さい。

以上、資金決済に関する法律第四十七条第三号、同法施行令第十七条第二項第二号及び資金移動業者に関する内閣府令第二十三条の規定により、公告いたします。

記

○お問い合わせ窓口

会社名　メトロレミッタンスジャパン株式会社

所在地　神奈川県横浜市西区北幸二―四―三

電話番号　〇四五―三二四―二四三〇

（平日九時〇〇分～十五時〇〇分）

電子メール　mrj.operation@metro-rj.co.jp

ウェブサイト　https://www.metro-rj.co.jp/

令和八年七月一日

関東財務局長登録資金移動業者

第〇〇〇三四号

メトロレミッタンスジャパン株式会社

代表取締役　松田　守司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千一百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は令和七年八月二十六日の官報号外第百九十二号五十二頁掲載のとおりです。

令和八年七月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ｂ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成八年五月二十七日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年十月三十一日に千葉地方裁判所（令和七年（ヒ）第十六号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月一日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号

株式会社田名辺工業

代表清算人　大平　俊一

連絡先　千葉市中央区登戸二丁目八番二号　クリスチャンセンタービル四〇一　大平法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月一日

広島県広島市西区商工センター二丁目一五―一

アスティ・フジ企業年金基金

清算人　宮川　晃幸

訂正公告

令和二年七月三十一日、令和三年七月三十日、令和四年七月二十九日掲載の決算公告中、貸借対照表の純資産の部における「資本準備金」とあるは「その他資本剰余金」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月一日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＨＹホテルマネジメント株式会社

代表取締役　似内　隆晃

訂正公告

令和八年六月二十九日（号外第一四三号二三七頁）掲載の（甲）株式会社Ｒ０、（乙）株式会社エヌアールクラフトに係る合併公告及び決算公告（枠組）中、「（甲）株式会社エヌアールクラフト」とあるは「（乙）株式会社エヌアールクラフト」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年七月一日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外特第十五号）総務省告示第百四十五号（平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件）（原稿誤り）二一一				
			改正後欄	三
			決算を議会に付したときに、遅滞なく、指定対象期間の初日の属する年度	決算を議会の認定に付したとき、遅滞なく、指定対象期間の初日の属する年度及び指定対象期間の末日の属する年度